

魚津市告示第7号

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱（令和7年魚津市告示第24号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月29日

魚津市長　　村椿　晃

改正後	改正前
第1条 - 第4条 (略) (補助対象経費)	第1条 - 第4条 (略) (補助対象経費)
第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、組合が運営する各交付対象施設が令和7年10月から令和8年3月までに負担した電力料金から令和3年10月から令和4年3月までに負担した電力料金を差引いた差額の合計とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外とする。	第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、組合が運営する各交付対象施設が令和7年7月から令和7年9月までに負担した電力料金から令和3年7月から令和3年9月までに負担した電力料金を差引いた差額の合計とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外とする。
第6条 - 第13条 (略)	第6条 - 第13条 (略)
様式第1号 (略)	様式第1号 (略)
様式第2号（第7条関係）【別記1】	様式第2号（第7条関係）【別記1】
様式第3号・様式第4号 (略)	様式第3号・様式第4号 (略)

【別記】

改正後

様式第2号(第7条関係)

事業実績一覧表兼補助金計算書

交付対象施設名	所在地			令和3年10月分～令和4年3月分 電力料金 (税抜)	令和7年10月分～令和8年3月分 電力料金 (税抜)	差引額 (税抜)
	施設種別(いずれかに○)					
	魚津市					
	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
	魚津市					
	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
	魚津市					
	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
	魚津市					
	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
				差引額の合計額 (A)		
				交付申請額 (A) ÷ 16 (1円未満切捨て)		

【別記】

改正前

様式第2号（第7条関係）

事業実績一覧表兼補助金計算書

交付対象施設名	所在地			令和3年7月分～令和3年9月分 電力料金 (税抜)	令和7年7月分～令和7年9月分 電力料金 (税抜)	差引額 (税抜)
	施設種別（いずれかに○）					
	魚津市					
	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
	魚津市					
	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
	魚津市					
	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
	魚津市					
	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
				差引額の合計額 (A)		
				交付申請額 (A) ÷ 16 (1円未満切捨て)		

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和7年度分の交付金から適用する。